

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する 運用指針について

第一条 目的

本運用指針は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の協定(以下、「協定」という。)第13条第1項又は第14条第1項に基づく、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社(以下「高速道路会社」と総称する。)からの助成金交付申請に関し、協定第13条第4項第2号又は第14条第4項第2号の要件の適合性(以下「経営努力要件適合性」という。)の認定基準等を定めることにより、助成金交付の公平性、透明性及び客観性を確保することを目的とする。

(参考) 協定における助成の条項

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定(抜粋)

(助成)

第13条

会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事(修繕に関する工事にあつては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同じ。)に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの
限度額

に係る助成対象基準額

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあつては、別紙1-1から別紙1-111に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、第4条第3項の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額(会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。)の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。

申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。

申請書に記載された事項が適正であること。

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫

ハ 国内の道路事業において実績のない新たな技術の採用

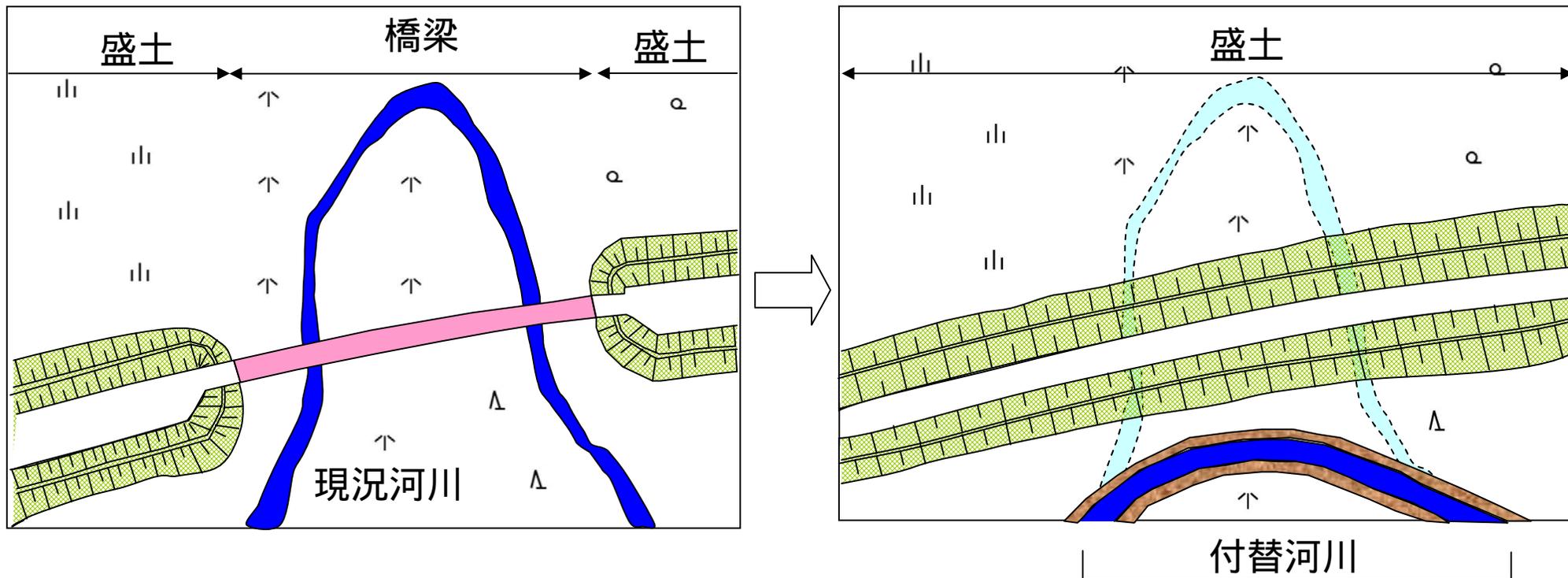
ニ 国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術(改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものに限り。)の採用

資材又は機材の調達を工夫したことによる費用の縮減。

供用までの期間を短縮したことによる費用の縮減。

会社の経営努力による費用の縮減事例

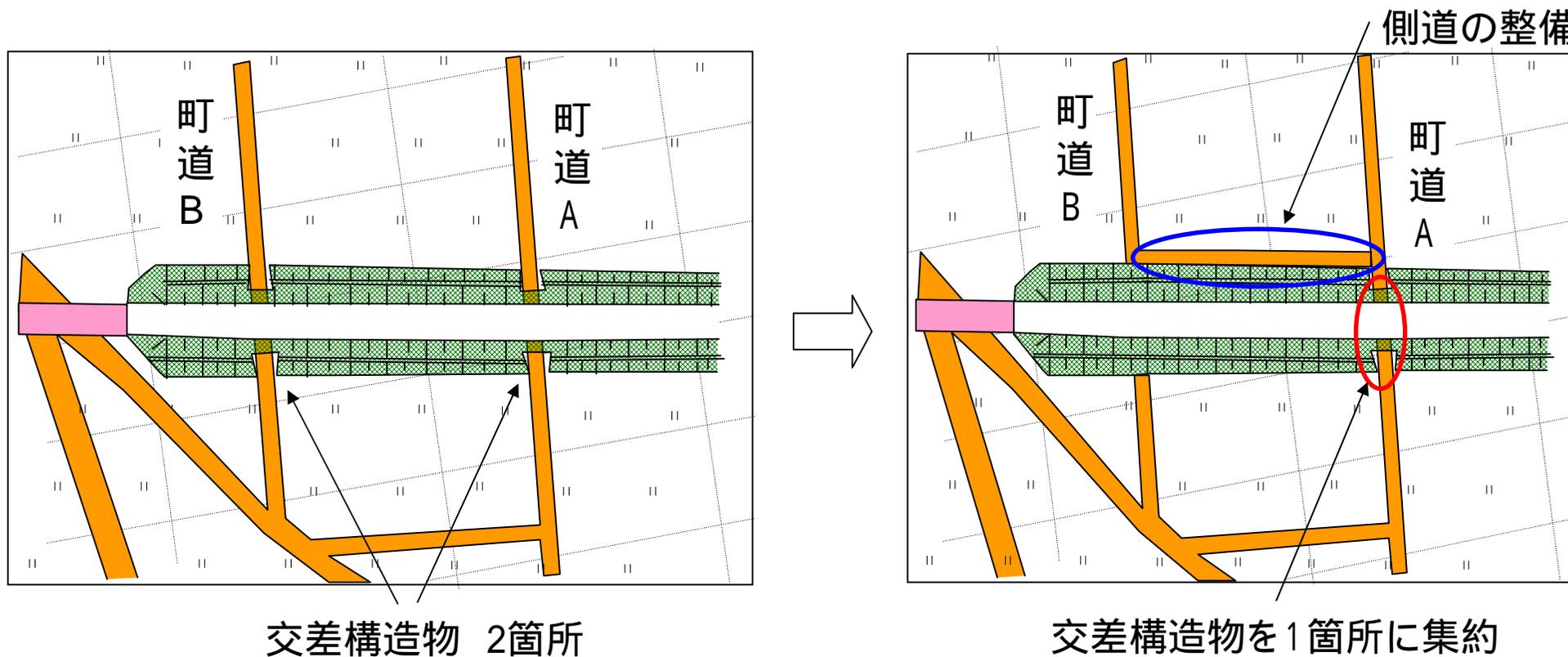
縮減項目：地権者、関係機関などへの提案及び協議による道路の計画、設計の変更
具体事例：協議で河川を付け替えることにより、橋梁から盛土へ変更



現況河川の流路のまま河川湾曲部を橋梁で通過する計画を、河川付替えによる影響分析、護岸工などの諸対策について検討を行ったうえで、河川管理者と協議を実施し、河川を付け替えることで協議をまとめ、盛土構造に変更したものの。

会社の経営努力による費用の縮減事例

縮減項目：地権者、関係機関などへの提案及び協議による道路の計画、設計の変更
具体事例：交差道路の集約による交差構造物の削減



2箇所の町道を現状維持し構造物で交差する計画を、町及び地元地権者等との協議を行い、側道を整備することにより現在の機能を確保しつつ交差構造物を1箇所に集約することで協議をまとめたもの。

会社の経営努力による費用の縮減事例

縮減項目：地権者、関係機関などへの提案及び協議による施工方法の変更

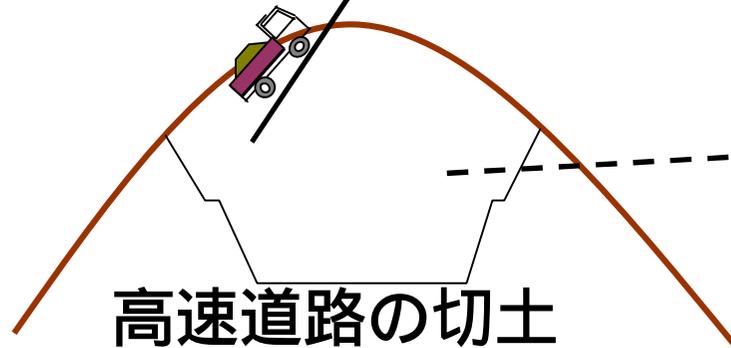
具体事例：周辺公共事業計画や地元との調整・協議により、より近傍に土取場・土捨場を確保し、土運搬距離を短縮

近傍での土捨場の確保



近傍での土取場の確保

(工程調整・費用負担の協議・品質の確認など)



当初の計画

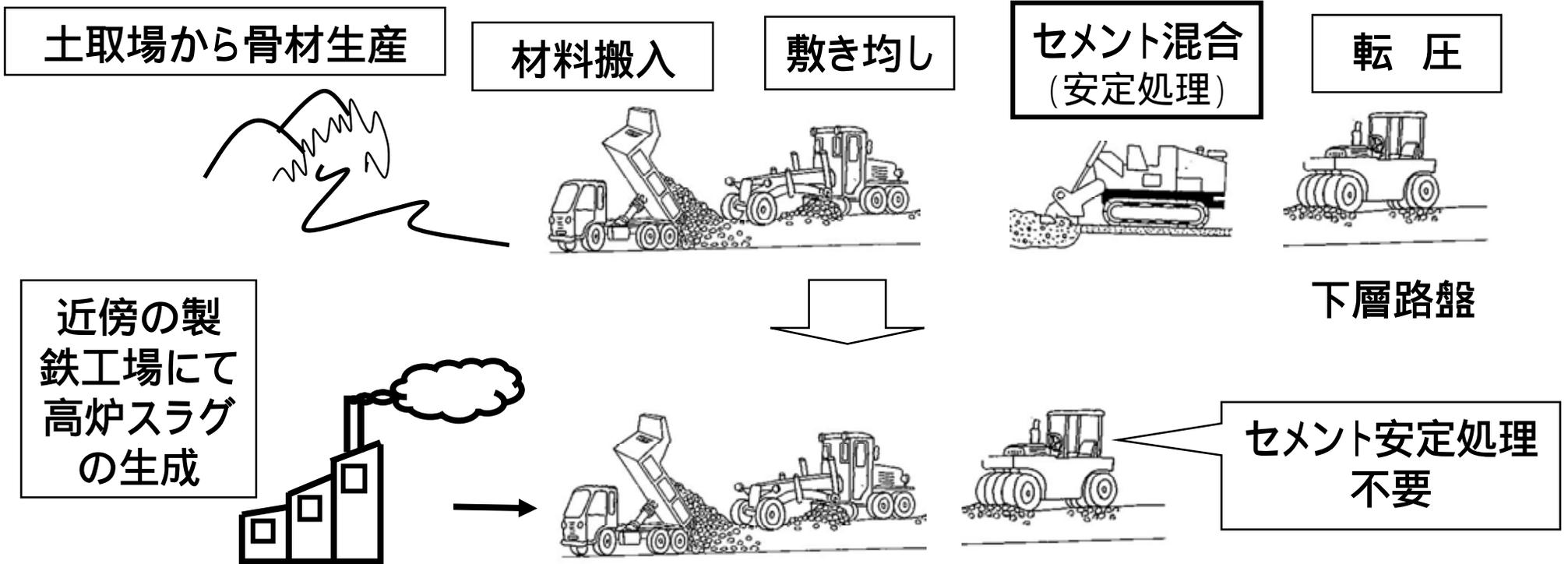
：高速道路建設の切土をパーキング建設地へ運搬

高速道路切土部の土を高速道路のパーキング建設地へ運搬する計画を、地域住民及び地権者と協議を行い切土部の近傍に土を入れ造成するとともに、近傍の公共事業と事業時期の調整を行い工程を確保しつつ公共事業残土をパーキング建設地に入れることで、協議をまとめたもの。

会社の経営努力による費用の縮減事例

縮減項目：現場特有の状況に対応するための創意工夫

具体事例：下層路盤について、強度や耐久性の確認や環境への配慮を行ったうえで、セメント安定処理工から高炉スラグ工へ変更



下層路盤について、近隣の土取場から生産される骨材が良質ではないため強度・耐久性の確保からセメント安定処理をして使用する計画を、近傍の製鉄所から生産される高炉スラグについて材料試験の実施、納入基準の策定、環境への配慮などを行い、路盤材として採用したものを。

会社の経営努力による費用の縮減事例

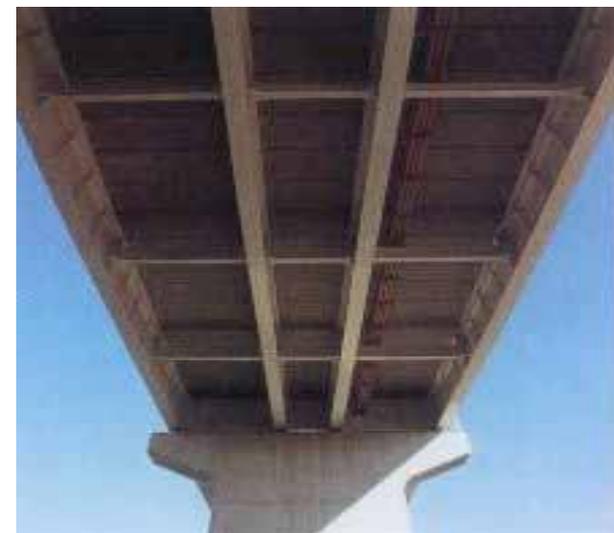
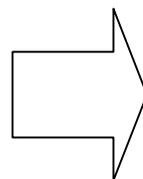
縮減項目：新たな技術の採用

具体事例：鋼橋の桁本数を少なくして構造を簡素化した新橋梁構造型式の採用



多主桁

構造の簡素化による
製作費等の減



少数主桁

従来の鋼橋の設計基準では多主桁であったものを、欧州で実績のある鋼少数主桁について荷重条件などが異なる国内での適用性に関し技術検討・試験施工を行い、設計基準化したもの。

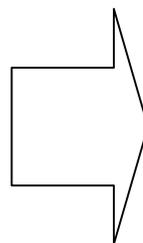
会社の経営努力による費用の縮減事例

縮減項目：新たな技術の採用

具体事例：トンネルの照明をナトリウム灯から高効率の蛍光灯に変更



ナトリウム灯



高周波蛍光灯

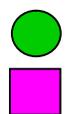
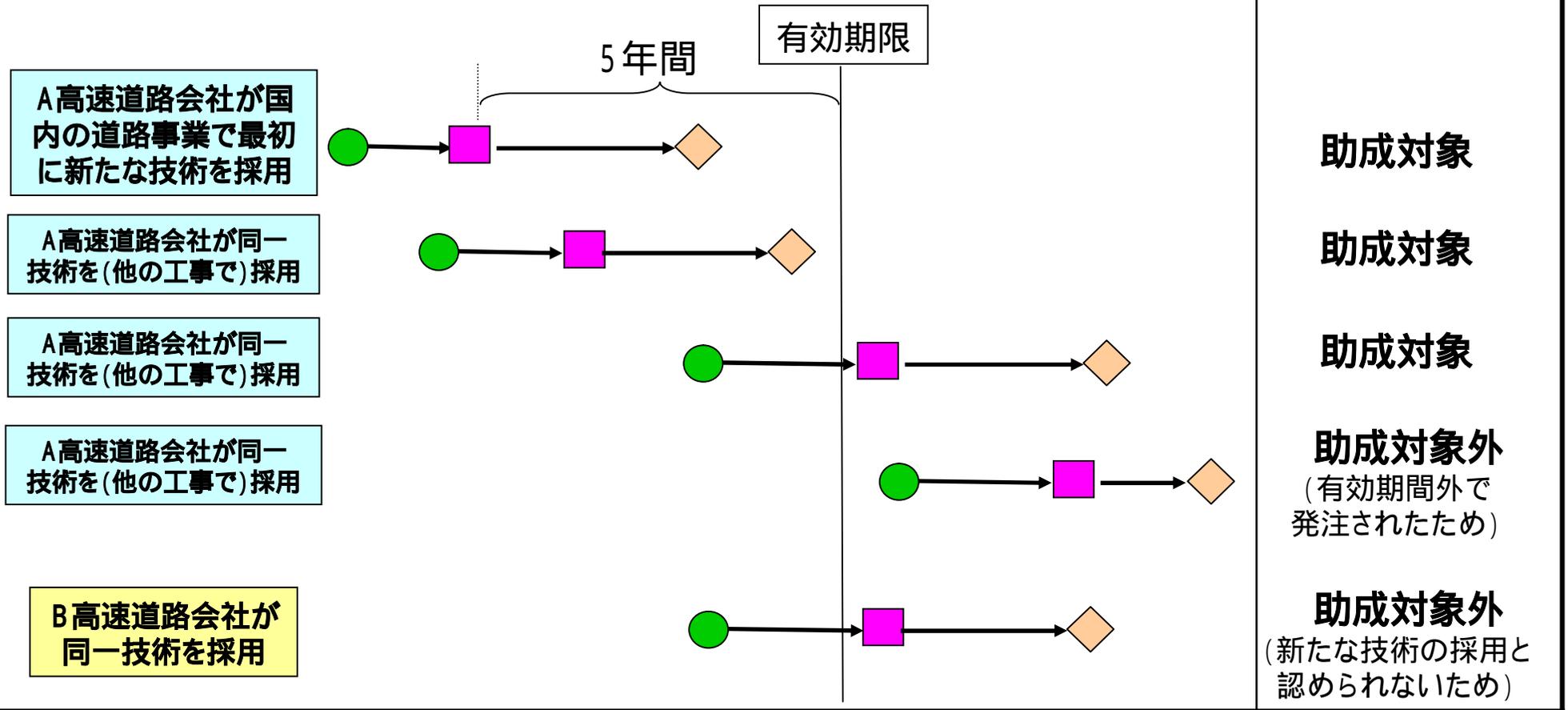
トンネルの照明について、従来はナトリウム灯による照明を採用していたが、メーカーの基礎技術を基に、高周波蛍光灯をトンネル環境へ導入するための検討・試験施工を実施し、その結果を持って基準化をおこなったもの。

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

- 2 前項第1号八については、同号八に基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、前項の認定を行うことができるものとする。
- 3 第1項第1号二については、同号二に基づき同項の認定を受けた高速道路会社が、当該改良前の技術が最初に採用された工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事に係るものについても、第1項の認定を行うことができるものとする。

国内の道路事業において実績のない新たな技術の有効期間の考え方(案)

・国内の道路事業において実績のない新たな技術を最初に道路事業に用いた工事のしゅん功日(品質等の確保が確認された時点)から5年を経過した日以前に発注した工事で採用されたものを対象



当該技術を用いた工事の発注



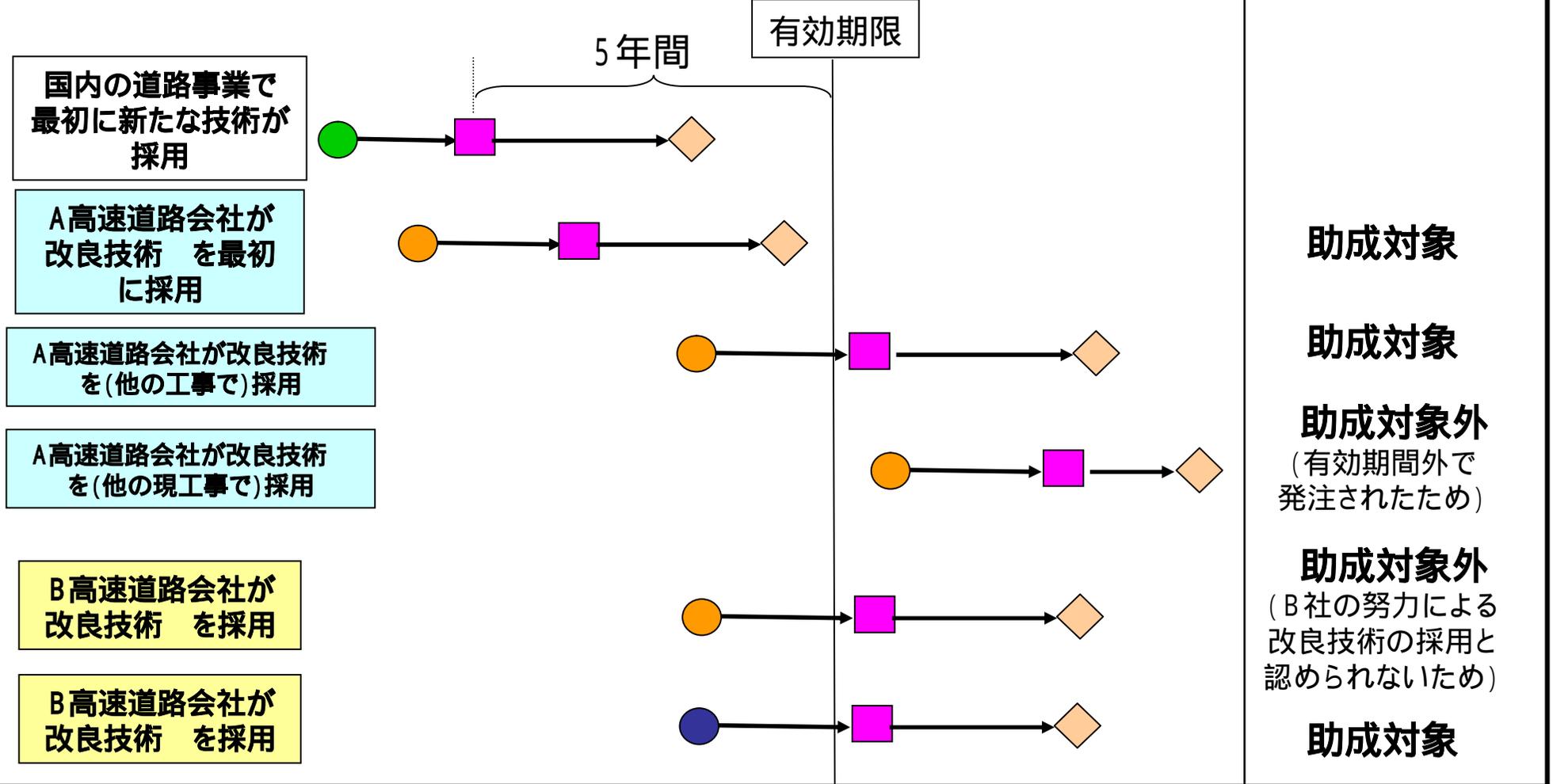
当該技術を用いた工事のしゅん功



供用・助成申請

国内の道路事業において実績のある技術を改良した技術の有効期間の考え方(案)

・改良前の技術が最初に道路事業に用いられた工事のしゅん功日から5年を経過した日以前に発注した工事で採用された改良技術が対象

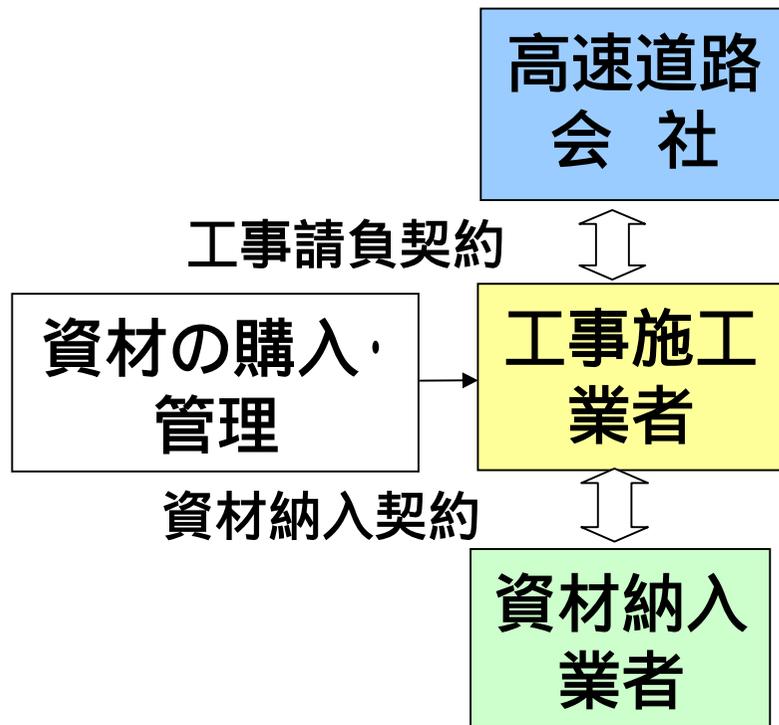


○ 工事の発注
 ■ 工事のしゅん功
 ◇ 供用・助成申請

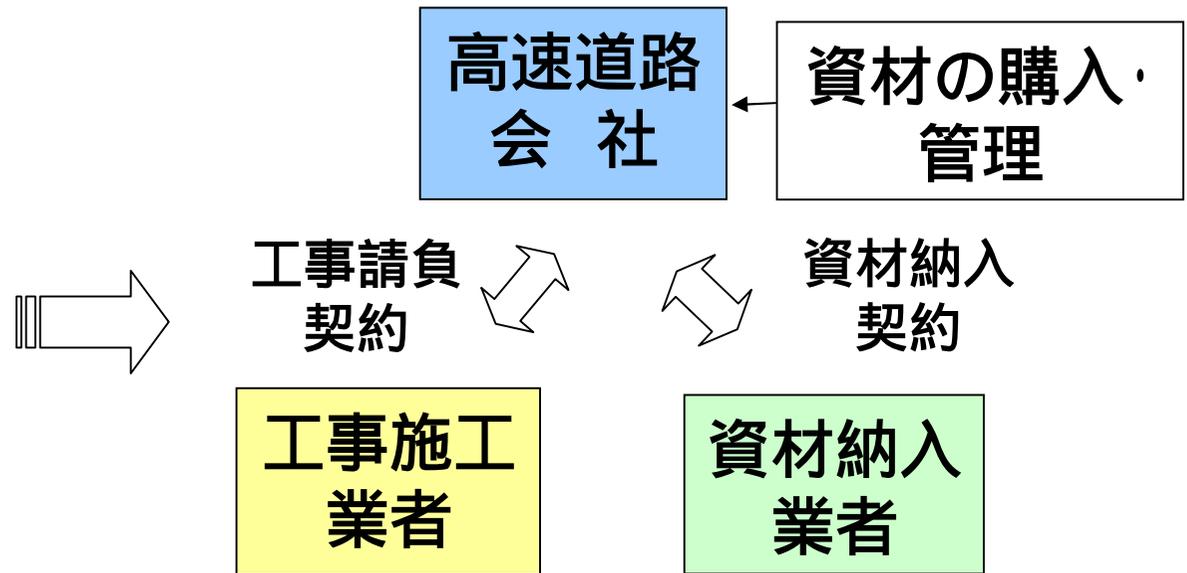
会社の経営努力による費用の縮減事例

縮減項目: 資材の調達を工夫したもの
具体事例: 資材を会社が直接調達

【工事施工業者が資材を調達】



【高速道路会社が資材を直接調達】



通常は、工事請負契約の中に資材の購入・管理に要する費用を含めて契約するものを、高速道路会社が資材を直接購入し、その品質管理、性能確認、納品までの工程管理などの積極的な工夫を行い、施工業者に支給したものを。

会社の経営努力による費用の縮減事例

縮減項目：供用までの期間を短縮したもの

具体事例：供用までの期間を短縮することにより、建設中一般管理費や金利を縮減

供用までの期間を1年短縮

経営努力による短縮

経営努力によらない短縮

短縮の要因(例)

- ・新技術を導入することによる工期短縮
- ・安全対策の工夫などにより地元の理解を得て、早朝や夜間に施工時間を延長することによる工期短縮
- ・用地買収の難航が予想されていた案件について協議を工夫するなどにより早期に解決したことによる短縮 など

経営努力による短縮分を助成の対象

第三条 経営努力要件適合性の認定手続き

機構は、前条の認定を行うにあたっては、あらかじめ「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の意見を聴取するものとする。

第四条 認定基準の改定

機構は、必要に応じ、「高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会」の意見を聴いた上で、第二条の認定基準を改定するものとする。